

平成 24 年 9 月 12 日

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正に関する 意見募集への「質問」

横浜市都筑区葛が谷 7-1-105

福富洋一郎

fukutomi@tk2.so-net.ne.jp 携帯 080-5524-6091

意見募集の締切日が迫っていますので、回答できる項目からメールをお願いします。

1. (P4) 第1総則 三運営の基本 ④ の指定管理者制度に関する記述

「図書館の設置及び運営上望ましい基準の見直しについて『これからの図書館の在り方検討協力者会議』報告書」(平成 24 年 8 月、以下「報告書」という。)の P12 には、指定管理者制度の「導入の可否」に関する基準が報告されているが、改正案ではその部分を削除し、指定管理者制度を導入した場合の基準だけに限定した理由は？

→ 指定管理者制度の導入の留意点などについて詳細に規定することは、本基準の全体構成を考慮すると、なじまないものと考えます。

なお、報告書では、指定管理者制度の導入について、(1) 住民サービスの質の向上、(2) 設置目的の効果的な達成を図る観点から、指定管理者制度の導入について検討すべきものとしていますが、(1) 住民サービスの質の向上については、第 2 の一の 3 に詳細に規定するとともに、(2) 設置目的の効果的な達成については、第 2 の一の 1 に定めた基本的運営方針・事業計画の策定や点検・評価で担保されています。また、指定管理者制度を導入する際、最も重要な専門的職員の確保については、第 2 の一の 4 に引き続き規定しています。

これらの事項の達成を図るために適切な管理運営体制を構築する際、留意すべき事項については、「指定管理者制度の運用について」(総行経第 38 号 平成 22 年 12 月 28 日 総務省自治行政局長)において、公共施設全体に対して示された留意事項と同様です。

先般告示した「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成 23 年文部科学省告示第 165 号)においても、同様の規定としています。

2. (P5) 第1総則 四連携・協力 ①

改正案の文末は「努めるものとする。」とあるが、右欄の④の現行の文末は「図るものとする。」とある。どちらの規定が基準を守る要請レベルが高いか？

→ 今回の改正では、協力者会議の委員の提言に基づき、文末表現を整理し直しました。その結果、いくつかの例外を除き、法令による要請との関係等を念頭に、規定の要請の度

合いによって文末表現を以下の通り使用しています。旧基準から要請の度合いを変更する趣旨ではありません。

強い ← (要請の度合い) → 弱い
「なければならない」「ものとする」 「努めなければならない」「努めるものとする」 「望ましい」

3. (P6) 第1総則 五著作権等の権利の保護

改正案の文末は「努めるものとする。」とあるが、現行の⑤の文末は「十分な注意を払うものとする。」とある。どちらの規定が基準を守る要請レベルが高いか？

→ 今回の改正では、協力者会議の委員の提言に基づき、文末表現を整理し直しました。その結果、いくつかの例外を除き、法令による要請との関係等を念頭に、規定の要請の度合いによって文末表現を以下の通り使用しています。旧基準から要請の度合いを変更する趣旨ではありません。

強い ← (要請の度合い) → 弱い
「なければならない」「ものとする」「努めなければならない」「努めるものとする」「望ましい」

5. (P6) 第1総則 五危機管理 ①②

改正案の文末は「講じるものとする。」「備えるものとする。」とあるが、改正案の他の規定の文末の「努めるものとする。」と比較して、「努力目標」ではなく基準を厳守する「義務」と読めるが、その解釈は正しいか？ 今回の改正案の文末の記述は、どのルールに依拠して書かれたものか、参考文献があれば教えていただきたい。

→ 今回の改正では、協力者会議の委員の提言に基づき、文末表現を整理し直しました。その結果、いくつかの例外を除き、法令による要請との関係等を念頭に、規定の要請の度合いによって文末表現を以下の通り使用しています。

図書館には、多数の住民が集う公共施設として、事故、災害その他非常の事態による被害を防止する責務があり、その要請は強いことから、本項はより要請の度合いの強い文末表現としています。

強い ← (要請の度合い) → 弱い
「なければならない」「ものとする」「努めなければならない」「努めるものとする」「望ましい」

6. (P7) 第2公立図書館 一市町村立図書館 1管理運営 (一) 基本的運営方針及び

事業計画 ② 3行目

改正案では、「目標」となっているが、現行では「数値目標」とある。報告書のP13の4行目にも「数値目標」とある。「目標」と「数値目標」の差は何か？ 定量的な目標ではなく定性的な目標の設定を意味しているのか？ 現行を修正した理由は？

→ 協力者会議における議論に基づき、図書館が定める「目標」は必ずしも数値のみで評価できるものではなく、定性的な目標・評価も重要であることから、「数値目標」と定性的な目標の両者を含むものとして、「目標」としました。

7. (P7) 第2公立図書館 一市町村立図書館 1 管理運営

「管理運営」という文言は、(P3) 第1総則 三運営の基本 の「運営」と、意味が違うか？ 指定管理者制度との関係は？

→ 第1の一の1、二の1及び第3の一は、日常の図書館業務全般を意味する「運営」にとどまらず、その前提となる基本的運営方針等の整備や評価の実施、図書館協議会の設置等の「管理」に関する事項についても定めていることから、「管理運営」としています。

地方自治法第244条の2第3項における「管理」と同様の意味で用いているわけではありませんが、基本的運営方針等の整備や評価の実施等の事項は、報告書12ページ「⑩管理運営形態の考え方に関すること」の2段落目に記載された趣旨を含めて規定したものです。

8. (P7) 第2公立図書館 一市町村立図書館 1 管理運営 (一) 基本的運営方針及び事業計画 ③

改正案の文末は「十分留意するものとする。」とあるが、「留意する」の意味は、「軽い注意」という意味か？ 「尊重する」と同義か？ 報告書P10 22行目の「利用者の視点にたった経営方針の策定」との表現との差は？

→ 「留意する」とは、「心にとどめ、注意する」という意味合いです。

本項は、ご指摘の報告書の趣旨を尊重し、前2項の実施に当たって利用者等の要望等に留意することが特に重要であることを規定するもので、報告書との表現の差によって、その趣旨を変えようとしたものではありません。

9. (P8) 第2公立図書館 一市町村立図書館 1 管理運営

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等 ①

改正案では、「目標」となっているが、現行では「数値目標」とある。報告書のP13の4行目にも「数値目標」とある。「目標」と「数値目標」の差は何か？ 定量的な目標ではなく定性的な目標の設定を意味しているのか？ 現行を修正した理由は？

→ 協力者会議における議論に基づき、図書館が定める「目標」は必ずしも数値のみで評価できるものではなく、定性的な目標・評価も重要であることから、「数値目標」と定性

的な目標の両者を含むものとして、「目標」としました。

10. (P8) 第2 公立図書館 一市町村立図書館 1 管理運営

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等 ②

改正案では2度「その他」という文言で規定しているが、文章の位置づけと意味が非常に分りにくい。初めの「その他の方法」とは、「図書館協議会の活用」以外のものとして、何を想定しているか？

2度目の「・・・住民その他の関係者・第三者」とあるが、文章からは「学校教育又は社会教育の関係者、・・・者、・・・者、・・・利用者、住民」と列挙しているの、それ以外の「その他」と読めないこともない。「関係者」とは何か？ 「第三者」とは何か？ 「住民」には「当該図書館の利用者」は含まれない概念か？

→ 「図書館協議会の活用その他の方法」として、図書館法第14条第1項に基づく図書館協議会のほか、図書館法の規定に基づかない図書館協議会に類する会議体や、評価を行うために新たに設置する会議体等を想定しています。

「関係者」とは、当該図書館の運営等に関係する者で、図書館協議会等が想定されます。

「第三者」とは、当該図書館の運営等に関係しない者で、評価を行うために新たに設置された会議体において、当該図書館の運営等に関係しない学識経験者を委員とする場合等が想定されます。

「住民」と「利用者」は、重複する者が大部分であるものの、異なる概念です。ある図書館のある地域内の「住民」であっても、図書館の利用をしていなければ「利用者」ではありません。他方で、図書館サービスの対象者を、その設置された地域内の「住民」のみならず、地域内に通勤してくる者や、地域資料や専門的な資料を地域の外の者にも利用させる例もあります。

11. (P15) 第2 公立図書館 一市町村立図書館 3 図書館サービス

(六) ボランティア活動等の促進 ①および ②

改正案の記述には現行の記述の「ボランティアの自発性を尊重しつつ」の文言が削除されているがその理由は？ また、2行目に「活動の成果を活用するとともに」と、『活用』という文言を入れた理由は？ (この質問は、最近ボランティアと言いながら、現実には行政がやるべきことを、無償で市民を動員するケースがあり『ボランティアの活用』『ボランティア活動の促進』という言葉に「違和感」を感じるからです。)

→ 本項は、現行の規定について、平成20年の図書館法改正の趣旨や、協力者会議での議論に基づく内容を加えるとともに、文言を整理したものです。

ご指摘の記載を含む「なお、・・・」の1文は、他項目の記載とのバランス上、(六) ②に規定する、希望者に対する諸条件の整備として、「等」に含まれる内容のひとつとして

文言を整理しました。

「活用」の記載は、平成 20 年の図書館法改正において追加された図書館法第 3 条第 8 号の文言に合わせたもので、「(図書館ではなく、) ボランティア活動等を行う方が、ご自身の学習の成果を「活用」し、自身の教養の向上のみならず、社会に還元していただける機会を(図書館が)提供する」という趣旨です。

12. (P16) 第 2 公立図書館 一市町村立図書館 4 職員 (一) 職員の配置等 ①

現行では、「館長となる者は、司書となる資格を有する者が望ましい。」となっているが、改正案では、文末で、「司書資格を有する者を充てることが望ましい。」となっている。この違いは何か? 「宛てる」とは何か? いわゆる「宛て職」の「宛てる」と同義語か?

→ 図書館の館長を任命するのは教育委員会の責任であることを明確にするため、文言を修正したものです。ここでいう「充てる」とは、「任命する」という意味ですので、いわゆる「充て職」とは意味合いが異なります。

13. (P16) 第 2 公立図書館 一市町村立図書館 4 職員 (一) 職員の配置等

現行 P11 に規定されている専門的職員に関する記述 二市町村立図書館 (八) 職員の③⑤が削除されている理由?

→ 今回の改正案では、協力者会議での議論を踏まえ、主語を明確にするとともに、設置者である教育委員会等を含む図書館に対する望ましい基準として、規定を整理し直しています。

③については、図書館そのものではない専門的職員が主語となる規定であることから、今回特段の記載を設けていませんが、情報サービスその他の図書館サービスの充実・向上については、第二の 3 に主語を図書館として記載しており、図書館の職員である専門的職員も当然にこれらに努めることが期待されます。

⑤については、第 2 の一の 4 の (一) の③に規定しています。

14. 新旧対応表のミス

今回の意見募集(パブリックコメント)では、改正案は「新旧対応表」しか表示されておらず、また、報告書との差異理由も明示されていない。従って応募する国民として、この「新旧対応表」が最も重要な資料となる。現行との対比があるので参考になるが、次の 4 点のミスを発見した。ミスとして認めれば、それを国民に開示し、締切日を延長するなどの対応をとらないと、間違った情報でコメントをおくることになるかと考えるが文科省の見解は? なお 4 点については、すでに 9 月 7 日に文科省の意見募集担当窓口へ、電話で指摘している。

【第1点】 p 17 中央右欄の②に対応する左欄の注記

(第1の二の②に規定) → (第1の三の②に規定) のミスプリ？

→ 今回の改正案では、項目毎の責任主体をより明確にするため、主語の定義を明確にし、できるだけ項目毎に主語を明記することとしています。これに伴い、地方公共団体（都道府県及び市町村）には教育委員会を含むものと整理しました。

すなわち、改正案第1の二の②の「都道府県」には都道府県教育委員会を含みます。他方で、現行の基準において、主語を「〇〇図書館」とする場合、当然にその設置者である教育委員会を含むこととなります。

現行の三の（一）の②は、図書館未設置市町村に対する図書館の設置に対する支援がその趣旨であり、現行では「運営の基本」の一項目としていますが、今回の改正案では、第1の一の②「設置の基本」の一項目として、②の「都道府県が図書館未設置町村に対して図書館の設置に倒し必要な指導・助言等を行う」ことにその趣旨が反映されているものと整理しました。

【第2点】 p 17 中央右欄の③に対応する左欄の注記

(第1の四に規定) → ところが p 5の左の欄の第1の四の右に

「 [] 」という記号で再掲していない。→ p 5の右欄のミスではないか？

→ 今回作成した新旧対照表では、その趣旨を反映している現行規定が複数あり、連続した規定でない場合、改正案の文言のもとになった規定を右側に記載することとしています。

17ページの右側に記載している現行の三の（一）の④（③と書かれていますが、④のミスプリントでしょうか。）については、改正案第1の四にその趣旨を反映しているものの、改正案第1の四の文言は、現行の一の（五）がもとになっているため、それだけを右側に記載しています。

【第3点】 p 16 中央右欄の二（八）職員⑥の条文には

「 [] 」という記号で記載されているが、p 11の右欄の

二（八）職員のところには、⑤まではあるが、⑥が漏れている。

→ ご指摘ありがとうございます。単純なミスですので、訂正のうえ、ホームページにアップいたします。なお、システム上締切日の変更はいたしかねますのでご理解ください。

【第4点】 p 12の右欄の一番下に（新規）とあるが、これは「新規」ではなく p 7の右欄の一番下の（二）④を改正したものではないか？

→ p 12の右欄には④を「 [] 」という記号で再掲するとともに、

p 7の左欄の（第2の一の3の（一）に規定）へと移動先を示しているが、

（第2の一の2の（二）及び3の（一）に規定）と修正すべきではなか

→ 本項は、以下の趣旨から新たに規定するものです。

現行の二の（二）の④の規定は、本館、分館、移動図書館等の資料の書誌データについて、統一的に整備することにその趣旨があり、同じ書誌データという文言が使われている項目でも、その趣旨が全く異なります。

（改正案第2の①の2の（二）の趣旨）

これからの図書館には、住民の読書を支援するだけでなく、地域の課題解決に向けた取組に必要な資料や情報を提供し、住民が日常生活をおくる上での問題解決に必要な資料や情報を提供するなど、地域や住民の課題解決を支援する機能の充実が求められる。

課題解決支援において特に重要なのは、資料や情報をそのまま提供するだけでなく、利用者が有効活用できるよう分類、目録、配架、展示等の組織化に配慮するとともに、資料の書誌データの整備を行うことであることから、所要の規定を整備するものである。

以上